

ウズベキスタンにおける  
行政裁判制度の法的諸問題 (4)  
—旧ソ連における行政に対する  
司法審査との比較研究—

ネマトフ ジュラベック

目次

はじめに

第一章 ソ連における行政に対する司法審査 (以上 261 号)

第二章 ウズベキスタンにおける行政裁判及びその法的問題

第一節 現行法上の行政裁判制度

1.1 民事訴訟法典における行政裁判

1.2 行政処罰決定に対する不服の訴え

1.3 経済訴訟法典における行政に対する司法審査

1.4 憲法訴訟法における行政に対する司法審査

第二節 行政裁判の法的問題

2.1 法治国家、権力分立、主観的権利の法的保障をめぐる問題 (以上  
263 号)

2.2 司法権の限界をめぐる問題

2.3 不服の訴えの特徴とその問題

第三節 行政裁判改革の登場とその限界

3.1 行政裁判所設置をめぐる問題

3.2 行政訴訟法の制定をめぐる問題

3.3 行政裁判改革を阻む理論と実務の停滞

3.4 行政裁判改革を阻む制度

小括

おわりに

## 2.2 司法権の限界をめぐる問題

市民が行政の行為に対して裁判所へ不服の訴えを提起するに当たり、その前提としていわゆる「司法権の限界」をめぐる問題が発生する。ここでいう、「司法権の限界」は、日本法がいうところの「司法権の限界」と異なるものである。日本法がいうところの「司法権の限界」は、行政権と司法権との関係で司法権の限界論を論じるものであり、その内容は、「法律上の争訟」、「統治行為」、「部分社会」、「行政庁の第一次判断権」、そして、「行政裁量」に関する問題を意味した。

しかし、現在のウズベキスタンの行政法理論においては、日本における「司法権の限界」という概念は存在していない。ただし、行政に対する司法審査が一切許されない（できなくなる）という問題は存在する。これをウズベキスタン型「司法権の限界」と呼ぶ。本論文においては、この概念を用いて、ウズベキスタンの司法権と行政権との関係を明らかにすべく、関連する裁判例も用いて検討する。

### 2.2.1 概括主義をめぐる問題

先に述べたように、1987年法律が採択する概括主義が採用されるまで、ソ連においては、行政の行為について裁判所へ申し立てることが制限されていた（列記主義）。独立後のウズベキスタンにおいては、ソ連末期の法改革を引き継いで憲法第44条に基づき、すべての者には、その権利及び自由を侵害する国家機関、公務員または社会団体の違法行為を裁判所に提訴する権利が認められ、裁判所において様々な事件が争われるようになった<sup>1)</sup>。

憲法第44条に基づいて制定された95年裁判所への不服の訴え法律と民事訴訟法典においてウズベキスタンでは行政裁判は概括主義を採用している<sup>2)</sup>。

---

1) 独立後の行政裁判の件数について正式なデータは少ないが、例えば次に掲げるデータが示されている。

最高経済裁判所旧長官 Ishimetov によると、2005年に行政機関及び市民自治機関が企業主体の権利を侵害する380件の事件において裁判所の判決により無効が確認された。

(Қаранг: Ишиметов А. Тадбиркорлик субъектларининг ҳуқуқ ҳамда қонуний манфаатларини химоя қилишда суд сўлохотларининг аҳамияти. “Фуқаролик жамияти” 2006 й. № 1. (5). 30-бет.)

2) 民事訴訟法典第267条2項は、国家機関、その他の機関、権限ある公務員による市民の権利、自由を侵害するすべての行為（決定）に対して不服の訴えを提起することができるとしている。

しかし、ウズベキスタンの学者の中には、いまだにペレストロイカ前のソ連時代の原則である列記主義を前提に論じる者が少なからずいる。

例えば、ソ連末期の論文において Egamberdiyev は、行政法関係から発生する事件の殆どが行政手続によって判断されていると述べる。法律が特に定めた事件に関してだけ、そして法律が特に定めている故に、裁判所の管轄に属すると主張する<sup>3)</sup>。さらに、Egamberdiyev は、裁判所がその管轄に入る事件だけを受理し、それ以外の事件を受理する必要はないと述べている<sup>4)</sup>。

また、独立後 20 年を経ても、例えば Mamasiddiqov は、国家機関その他の機関、および（権限ある）公務員の行為（決定）に対する不服の訴えが個別法律で直接に規定されている場合に限り裁判所の管轄に属すると述べている<sup>5)</sup>。

また、Donyorov によると、現行法律では市民が国家機関及び（権限ある）公務員の行為について、これを裁判所に申し立てることができる定められているが、その具体的な仕組み（メカニズム）については定められていないと述べる。更に、いくつかの個別法律において「有責の者は法令が定める手続により責任を負う」という規定に限られていると述べている<sup>6)</sup>。

---

3) Каранг: Э.Эгамбердиев. Хуқукни даъво формаси асосида химоя қилишнинг айрим масалалари. Ўқув қўлланма. Тошкент. ТошДУ, 1988 й. 7 – 8-бет.

4) Каранг: Ўша жойда. 31-бет. Egamberdiyev の論文は、ソ連時代のものであり、独立後のウズベキスタンの学者、例えば、Donyorov、もこの論文を引用している。

5) Каранг: М.М. Мамасиддиқов. Фуқаролик процессуал ҳуқуқи. Умумий қисм /Олий ўқув юрти талабалари учун дарслик. Маъсул муҳаррир ю.ф. д., проф. О.Оқюлов. – Тошкент, ТДЮИ нашриёти, 2010 й. 272-бет.

また、Samig'jonov, Nakimov は、実体法レベルで、例えば、外国で公証行為を行う者は領事であり、この領事の行為に対しては、当該領事の勤務する大使館の大使またはウズベキスタン共和国外務省に申立てることができるとし、市民が裁判所に訴えられないということを示唆している（Каранг: Ф.Р. Самиг'онов, Ф.Т. Ҳақимов. Маъмурий ҳуқуқ қўлланма. –Т.: 2008 й. 245 – 246-бетлар.）。

さらに、Nakimov は、「郵便通信に関する」法律第 30 条、「抵当に関する」法律 66 条においても侵害された権利の保護メカニズムが明確に定められていないと述べている（Каранг: Ҳақимов Ғуломжон Турғунпулатович. Ўзбекистонда маъмурий юстицияни ривожлантиришнинг муаммолари.: ю.ф. ном. дисс. Тошкент, 2009 й. 105-бет.）。

Khamedov は、税務機関の職員の立入・質問検査の結果、検査を踏まえて行う決定における不服の訴え手続も定められていない（認められていない）と述べている（См.: Иса Хамедов., 2006 г. Указ. соч. Стр 32.）。

6) Каранг: Донёров Мирзохақим. Юқорида кўрсатилган асари. 51-бет.

しかし、Donyorov がいう「有責の者は法令が定める手続により責任を負う」という規定は、違法な行為の結果、法令上、公務員が負う刑事責任と行政処罰責任を意味するものであり、行政裁判とは関係がないものである。

ここでまず問題になるのは、ソ連時代に長く支配していた列記主義の考え方の影響がいまだにウズベキスタンに見られるということである。

ウズベキスタンの学者の多くは、各行政分野ごとに訴訟手続が異ならなければならないと考えている。すなわち、租税、関税、社会福祉等の分野において不服の訴えの提起に関する個別法上明確な訴訟に関する規範があるべきであると主張している。個別法の定めがなければ、裁判所が当該事件についての訴訟手続を判断できず、裁判ができないという状況に陥ってしまうと考えられている。

また、民事訴訟法典第12条により、裁判官は法律に基づいて事件を処理しなければならないとされており、裁判官の法創造は勿論、法適用における解釈さえできないのが現状である。更に、ウズベキスタンにおいては、法律の不備を補う最高裁判所または最高経済裁判所の解釈指針がない限り、裁判所は個別法の文言どおりの適用のみにより具体的な事件を処理する。その結果、具体的な事件において、裁判所が、憲法第44条、95年裁判所への不服の訴え法律及び民事訴訟法典のそれぞれが定める規定を結びつけて、個別法令における司法審査に関する定めがなくても、95年裁判所への不服の訴え法律と民事訴訟法典が採用する概括主義と訴訟手続を一般的な制度と解釈して、具体的な行政事件を処理する道は閉ざされているのである<sup>7)</sup>。

確かに、ウズベキスタンにおいては、現在、民事訴訟法典、95年裁判所への不服の訴え法律において、行政裁判に関する一般的手続が定められている。しかし、具体的な行政分野における個別法令の中で個別具体的な事件に関する司法審査について規定されていない場合には、裁判所がその事件に関する司法審査を認めないことも多い。そのため、個別法令において、市民および法人の権利および自由の侵害があった場合に、裁判所に不服の訴えを提起できる旨の規定をその都度定める必要が発生しているのである<sup>8)</sup>。

7) 裁判所だけではなく、学者レベルでも、95年裁判所への不服の訴え法律及び民事訴訟法典を結びつけて、これを一般法として個別法横断的に適用する考え方はとられていない。

また、Donyorovは、例えば、行政の行為（決定）に対する不服の訴え事件の訴訟中に、和解ができるかどうかに関する問題も、これを許す個別法令の規定があるかないかというレベルにおいて議論している。（Каранг: Донёров Мирзохахим. Юкорида кўрсатилган асари.95-бет.）

8) ソ連時代長期にわたって、列記主義が採用され、各個別法令で規定されない限

また、Hakimovのようにウズベキスタン民事訴訟法典において、市民の不服の訴えに関する民事裁判所の管轄の範囲を個別具体的かつ明確に規定する必要があると主張する学者もいる<sup>9)</sup>。

裁判所が審査できる事件が個別法で定められている場合に、個別具体的な事件に関する司法審査を認めるということは、他方で、これは行政裁量にも関係してくる。個別行政法において各行政機関の諸権限、管轄が規定されており、実務上そのような諸法律、下位法令を根拠として行政機関または(権限ある)公務員が日々様々な決定(処分)を下す。しかし、そのような決定行為が行政の裁量行為に該当するか否かによっても、その行為(決定)に対する司法審査の許否は異なってくる<sup>10)</sup>。要するに、根拠法令の趣旨から、当該行政の行為(決定)をするか否か、その内容をどのように決めるかに関する具体的な要件および効果が規定されていない場合、裁判所は、そのような事項が行政機関の裁量判断、選択に任された事項であると考え、司法審査を認めないのである。したがって、この意味では、個別法令における実体的規律のレベルにおいても、行政の行為(決定)に対する司法審査が可能であるか否かを逐一確認しなければ、司法審査ができる

---

り、行政事件の司法審査が認められなかった。しかし、ペレストロイカ以後、概括主義の採用によって個別法令の規定の有無にかかわらず、一般的に司法審査の道が開かれた結果、今日のロシア等にも、この制度は引き継がれている。ところが、現在でも残念ながらウズベキスタンにおいては、ペレストロイカ以前のソ連法の影響が強く残っている。

9) Каранг: Ғулломжон Ҳакимов. Юқорида кўрсатилган асари (Монография). 52-бет. この点に関して Shorahmetov は、ウズベキスタン憲法第44条に基づいて、裁判所の管轄に属する事件の範囲を、例えば社会团体及び宗教団体の登録拒否またはその活動の中止に関する行政の行為(決定)に対する不服の訴え(申立て)、自治機関の決定の違法性の確認に関する不服の訴え(申立て)その他の不服の訴え(申立て)まで拡大したほうが合目的であると主張している。これもまた、伝統的な列記主義の立場からのものである(Каранг: Ш. Ш. Шорахметов., 2010 й. Юқорида кўрсатилган асари. 618-бет.)。

10) 現在、ウズベキスタンも、行政裁量が拡大しているが、行政の裁量行為の踰越・濫用に関する司法審査は、行政処罰決定の司法審査を除いて、許されていない。行政処罰決定に対する不服の訴え事件においては、行政の裁量に委ねられている行政処罰決定の内容において踰越、濫用がある場合、裁判所は行政の処罰決定を軽減したり、変更したりして、行政の裁量行為に対する司法審査を行っているが、それ以外の行政の行為(決定)については司法審査を行う裁判例は見られない。また、ウズベキスタンにおいては、行政の裁量行為に対する司法審査という問題それ自体について、認識されておらず、その許否に関する議論も殆どないということを改めて留意しておきたい。例えば、ウズベキスタンの代表的な行政法学者である Khamedov I.A., Khvan L.B., Tsay I.M. が最近出版した行政法の教科書でさえ、行政裁量は、扱われていない。

か否かは不明となるのである。

勿論、ウズベキスタンにおいては、概括主義が採用されているため、原則として行政のすべての行為（決定）が裁判所で争うことができるはずである。事物管轄の特則はともかくとして、現在のウズベキスタンにおいては、概括主義が採用されている以上、原則として、行政のすべての個別（具体的）行為が司法審査の対象となりうるが、ウズベキスタンの現行法令の中には、この例外を定める場合も少なからずある。

例えば、1995年1月6日付「ウズベキスタン市民の出入国手続」に関する大臣会議令8号第1付属規則<sup>11)</sup>の第3章においては、次に掲げる理由により、ウズベキスタン市民の出国権が制限されている。すなわち、ア) 国家秘密に関する情報を持っている場合、イ) 刑事捜査手続が開始された場合（終局判決が下されるまで）、ウ) 裁判所の判決により危険な者であることことが確認された場合または警察の監督の下にある場合、エ) 裁判所の判決によって課され、かつ執行されていない義務がある場合、オ) 故意に自分に関する情報を隠蔽した場合、カ) 民事訴訟が開始された事件において被告となった場合、キ) 徴兵義務がある場合、ク) 内務省または外務省においてその者が外国の法律を犯したことに関する情報がある場合、または出国が合目的ではないことに関するその他の情報がある場合（情報が記録された日から2年以内）である。そして、本規則第4章において、上記のうち、ア) 号、イ) 号、キ) 号、ク) 号に定める理由により出国が拒否された者については、不服の訴えを提起できないと定めている<sup>12)</sup>。

11) Постановление Кабинета Министров Республики Узбекистан «Об утверждении порядка выезда за границу граждан Республики Узбекистан» и «Положения о дипломатическом паспорте Республики Узбекистан» №8 Дата принятия 06.01.1995 г, дата вступления в силу 06.01.1995 г. Приложение № 1 к постановлению Кабинета Министров от 6 января 1995 года № 8 «Порядок выезда за границу и въезда на территорию Республики Узбекистан граждан Республики Узбекистан».

12) しかし、このような規定が概括主義を原則としたウズベキスタン民事訴訟法典、95年裁判所への不服の訴え法律の趣旨に反するものであり、それに合わせた改正が必要である。1995年1月6日付「ウズベキスタン市民の出入国手続」に関する大臣会議令8号第1付属規則第3章が定めるア) 号、イ) 号、キ) 号、ク) 号に関する争いが行政の違法行為によって発生する可能性は十分ありうる。そのような争いは法令の適用により解決される紛争に該当する。例えば、国家秘密を有しない者が、国家秘密を有する者と判断された場合、そのような行為（決定）の適法性を裁判所が審査する機会を一切奪うことはウズベキスタン憲法第44条「裁判を受ける権利」にも反するであろう。同様のことがイ) 号、キ) 号およびク) 号に関しても言える。また、ク) 号が定める「出国が合目的ではないことに関する

このように、ウズベキスタンにおいては、学者の見解や裁判実務だけではなく、個別法においても出訴事項が制限される場合があり、各個別法において、改めて市民および法人が裁判所に不服の訴えを提起する権利があるということを規定しなければならない状況にある。

Donyorov は、個別法における司法審査に関する条文の存在が、当該分野における司法審査を容易にしていることについて、いくつかの例を取り上げている。例えば、現行ウズベキスタン土地法典 36 条における州（区、市）権力機関が市民の土地を収用することに関する決定、「州における国家権力に関する」法律第 28 条における州知事の決定については、市民が裁判所に不服の訴えを提起する権利があることが規定されている。また、1998 年 4 月 30 日付の「農業に関する」法律第 5 条において、区長が土地委員会の意見書に基づいて交付する土地使用権を農家に賦与する決定及び自営農業者（деҳканское хозяйство）の国家登記に関する決定に対して、利害関係人が裁判所に不服の訴えを提起することができると定められている。同様に、1993 年 12 月 28 日付「商品及びサービスの許可に関する」法律第 21 条 1 項は、ウズベキスタン標準機関付属審査会の決定に対して法令が定める手続により裁判所に申し立てることができると定められている<sup>13)</sup>。

Donyorov は、さらに司法審査が制限される場合についても一つの例を取り上げている。1993 年 12 月 28 日付「商品及びサービスの許可に関する」法律に基づき、無許可で商品及びサービスが販売された場合、販売額と同額の過料が科され、行政によって強制徴収される。しかし、1993 年 12 月 28 日付「商品及びサービスの許可に関する」法律は、不服の訴えを提起する権利について定めておらず、過料決定が違法である場合でも、利害関係人はそれに対して不服の訴えを提起することができないと主張してい

---

るその他の情報がある場合」というような規定の仕方は、市民の移動の自由、出国の自由を定める憲法第 28 条上の権利に適合しているかどうかとも疑われる。

このように、ウズベキスタンにおいては、裁判を受ける権利を制限する法令がすくなくからずあるということを認めざるをえない。そもそも、このような法令が実質的にウズベキスタン憲法上法的に保障されている人権規定に適合しているかという課題はともかくとして、日本法がいうところのいわゆる「法律上の争訟」に該当すると考えられるであろう事項に関して司法審査が様々な理由、根拠によって制限されることがウズベキスタン憲法第 44 条「裁判を受ける権利」にも反するということを留意しておく必要がある。

13) Каранг: Донёров Мирзохаким. Юкорида кўрсатилган асари.52-53-бетлар.

る。したがって、彼は、法律を改正し、司法審査を明記すべきであると主張している<sup>14)</sup>。

Donyorov が指摘するこれらの事例も、概括主義を原則としたウズベキスタン民事訴訟法典、95 年裁判所への不服の訴え法律および経済訴訟法典の趣旨に反するものである。

例えば、経済訴訟法典第 24 条 1 項において、どのような事件を経済裁判所に提訴できるかが具体的に規定されている。その内、9 号、10 号および 13 号が行政裁判事件に関する定めである。

まず、無許可商品及びサービスに対する過料決定は、名宛人に対して一定の法効果をもたらす行政の権力的、個別（具体的）的行為であるため、行政の行為（決定）にあたる。したがって、経済訴訟法典第 24 条 1 項 9 号に基づき、不服の訴えを提起し、無許可商品及びサービスに対する過料決定の違法確認を請求できる。また、すでに、無許可商品及びサービスに対する過料決定に基づく強制徴収手続が開始された場合、経済訴訟法典第 24 条 1 項 10 号に基づき、無許可商品及びサービスに対する過料決定に基づく「強制的な手続で行われる徴収執行文書」または「他の文書」を執行すべきでないことを確認することに関する訴えを提起できる。そして、強制徴収もすでに行われ、行政の無許可商品及びサービスに対する過料決定が執行し終わっている場合には、経済訴訟法典第 24 条 1 項 13 号が定める行政によって「受諾を必要としない強制的な手続で控除した金銭について、予算からの返還に関する」訴えを提起できる。

このように、企業主体に対するこの種の過料決定に対しては、企業主体が経済裁判所へ訴える権利があることが分かる。

また、民事訴訟に関しても同様のことがいえる。民事訴訟法典第 3 章においては、国家機関、他の機関、（権限ある）公務員の行為（決定）に対し、市民が不服の訴えを提起することができることになっており、上記 Donyorov が示した事件に関しても司法審査は認められるのである。

したがって、このような場合には、市民または法人が権利自由を侵害する行政の行為（決定）を受けたとしても、そのような行為（決定）が過料

---

14) Қаранг: Ўша жойда. 54-бет.

このようにして、ウズベキスタンにおいて裁判実務だけでなく、法学理論においても概括主義の意味が理解されていないことを強調しておきたい。

決定であれ、徴収決定であれ、行政機関、権限ある公務員が行う権力的で、直接的な法効果がある行為（決定）の形式で行われる場合には、民事訴訟法典が定める「行為（決定）」または行政処罰法典が定める「処罰決定」、あるいは経済訴訟法典第24条1項が定める国家機関、権限ある公務員の行為（決定）に該当し、市民または法人には裁判所（民事・刑事・経済裁判所）に訴える権利が認められるのである。

### 2.2.2 違法な法令に関する司法審査をめぐる問題

ウズベキスタンにおける行政裁判に関するもう一つの問題は、市民または法人が法令の効力を直接争う不服の訴えが認められていないことである。また、ウズベキスタンにおいては、行政の行為（決定）の法令違反と法令の法律（憲法）違反とが分離しており、行政の具体（個別）的行為（決定）の根拠となる法令の違法（違憲）も訴訟審理中に主張できない<sup>15)</sup>。そして、ウズベキスタンにおいては、行政が定める法令による規律が多く、法律による規律が少ないため、法令に対する司法審査の必要性は重要である。

この法令に対する司法審査の許否の問題に関しては、ウズベキスタンの学者の見解は分かれており、現行法上、法令の違法確認の争いが認められているとする学者とそれに反対する学者がいる。

例えば、Mirboboyevによれば、ウズベキスタン憲法第109条が定める法令の憲法適合性審査または法律適合性審査を通常裁判所または経済裁判

---

15) しかし、この点に関して最高裁判所総会1996年7月19日18号決定においては、95年「市民の裁判所への不服の訴え」法律第2条は、市民が民事裁判所に提訴しうる国家及び自治機関、並びに企業、組織、施設、社会団体、または権限ある役職者（公務員）の行為（決定）には、①市民の権利及び自由を侵害した行為（決定）、②市民の権利及び自由の実現（行使）を妨げる障害を設けた行為（決定）、③市民に違法に義務を課したまたは市民に違法に責任を追究した行為（決定）で、独任制の行政機関（＝公務員）または合議制の行政機関の行為（決定）が該当する、と定めている（上記1996年7月19日18号総会決定第6条）。

この規定の趣旨からすれば、上記95年「市民の裁判所への不服の訴え」法によって個別（具体）的行為（акты индивидуального характера）または一般規範的行為（法令）（акты общенормативного характера）が訴えの対象となる行為（決定）に該当すると上記総会決定は述べている（Постановление Пленума Верховного суда Республики Узбекистан «О практике рассмотрения в судах жалоб на действия и решения, нарушающие права и свободы граждан» от 19 июля 1996 года № 18（с изменениями и дополнениями, внесенными постановлениями Пленума Верховного суда Республики Узбекистан от 11 сентября 1998 года № 24, 14 июня 2002 года № 11 и 3 февраля 2006 года № 5） пункт 6.）。

所が行使できないと述べている<sup>16)</sup>。

また、Isakov は、外国との比較を通して、ウズベキスタン民事訴訟法典における不服の訴えの対象の範囲が限定されているとしている。例えば、ロシアにおいては、法行為（法令）を違法と確認することに関する申立てが検察官だけでなく、市民にも裁判所へ不服の訴えを提起する権利が認められている。カザフスタン民事訴訟法典第 283 条においても、市民は、憲法、法律、大統領令により保障されている権利、法律上の利益を侵害する法令の全部または一部の違法確認に関する不服の訴えを裁判所へ提起できると定められているという<sup>17)</sup>。

Ibratova は、経済訴訟法典第 26 条によると、最高経済裁判所の管轄に非規範的アクト（ненормативный акт）の違法確認に関する事件が該当することが定められているとしている。したがって、経済裁判所が行う司法審査には、非規範的行為、すなわち、行政の個別（具体）的行為の違法確認に関する事件だけが該当する。経済裁判所は法令に対する司法審査を行うことができないのである。事件審理の中で、法律に適合しない国家機関その他の機関の法令があると確認された場合、法律に基づいて判断すると定められている（経済訴訟法典第 12 条）。このような場合に、違法な法令からの法的保護は、その法令の違法確認ではなく、民法典第 11 条 1 項 11 号「法律に反する国家機関または自治機関の法規的裁判所による不適用」によって遂行されることになると主張している<sup>18)</sup>。

しかし、Rahmonqulov は、95 年裁判所への不服の訴え法律及び 1996 年 7 月 19 日付最高裁判所総会決定に基づき、法令の違法性に対しても裁判所に申し立てることができるかと主張している<sup>19)</sup>。

16) Қаранг: Мирбобоев Бахтиёр. Ҳукукий нормаларнинг Конституцияга ва конунларга мувофиқлигини назорат қилишда Конституциявий ва бошқа судлар ваколатлари доирасининг чегараланиши. Ўзбекистон Республикаси Конституциявий судининг Ахборотномаси 2003-йил 8-сон. 38-бет.

17) См.: Х. М. Исаков. Указ.соч. Стр 41-42.

18) См.: Ибратова Феруза Бобоқулловна. Указ.соч. Стр 164.

19) Қаранг: Раҳмонқулов Ҳ. Ўзбекистон Республикаси Фуқаролик Кодексининг биринчи қисмига умумий тавсиф ва шарҳлар. I жилд. – Т.: “Иқтисодиёт ва ҳуқук дунёси” нашриёти ўйи, 1997 й. 96-бет.

また、Maipova は、国家機関または市民自治機関のアクトの無効を確認することができ、このアクトには規範的アクトと非規範的アクトとがある。これらのアクト（規範的と非規範的アクト）の両方が法律またはその他の法令に反し、市民または法人の権利及び法律上の利益を侵害する場合、裁判所によって無効と確認

また、現行法上、法令の違法確認を直接争うのではなく、違法な法令を裁判所の判決の根拠として用いないこともできるという意見も広く主張されている。

司法省のコメンタールは、民法典第 11 条 1 項 11 号「法律に違反する国家機関または自治機関の法規（アクト）の裁判所による不適用」における「アクト」は、規範的行為と非規範的行為の両方を意味するとしている。同様の解釈として、経済訴訟法典第 12 条 2 項による、経済裁判所が行う審理において、法律に適合しない国家機関またはその他の機関の法行為があることを確認した場合、当該法行為に基づくのではなく法律に基づいて判断するというものがある<sup>20)</sup>。

司法省の民法典へのコメンタールによると、経済訴訟法典第 12 条 2 項が定める「アクト」には、規範的行為と非規範的行為の両方が該当するとされる。しかし、ここでいうアクトには、「法律」は該当しないとされている。裁判所が事件を審理する際、アクトが法律に反しているか否かを審査するが、法律それ自体の憲法適合性を審査することができないとされている。また、司法省の民法典へのコメンタールによると、この種の請求は民法典に規定されている者によってだけ提起できるとしている<sup>21)</sup>。

しかし、現行法では、そのような権利が民法上も、他の法律上も市民・法人に明確に認められていない故に、ウズベキスタンにおいて法令の適法性審査制度は機能していない。

---

されうると主張している (См.: Маринова С.А. Гражданский процесс: Учебник. Общая часть. – Т.: Издательство ТГЮИ, 2011 г. Стр 6.)

20) この点は、ロシアと異なっている。すなわち、ロシアにおいても 90 年代初期において規範統制訴訟を通常裁判所が行えるか否かが問題になった時、個別法、例えば「政府に関する法律」において市民の申立てによる政府決定の適法性審査を定めていたため、ロシアにおいて法令の適法性審査制度が徐々に活用されるようになった経緯がある (См.: Носенко Марина Сергеевна. Оспаривание нормативных правовых актов в судах общей юрисдикции. Дис. ...канд.юрид.наук. Москва, 2001 г. Стр 3-4.; Антон Леонидович Бурков. Акты судебного нормоконтроля... Стр 47.)。

しかし、ウズベキスタンにおいては、一般規定があり、個別法で法令の適法性審査制度が定められていないため、この種の司法審査はいまだにない。ウズベキスタンにおける裁判例を検討する際、市民の申立てにより法令の違法確認事件がないこと、裁判官がそのような制度があることすらわからないということが、現地調査の結果明らかになった (2012 年 1 月—2 月ウズベキスタン共和国ブハラ州民事裁判所、タシケント民事裁判所における面談)。

21) См.: Комментарий к Гражданскому кодексу Республики Узбекистан. Т. I/под ред. Х.Р.Рахманкулова, Ш.М.Асьянова. Указ. соч. Стр. 36 – 39.

Shorahmetov は、裁判所が事件審理の際に、法律に反する国家機関または市民自治機関の法令があることを発見した場合に、事件を判断するに当たって法律に反するアクト（法令）を適用するか否かを審査しなければならないとしている<sup>22)</sup>。

しかし、現行民事訴訟法典には、そのような訴訟手続が定められていないため、裁判所は法令の適法性を審査することができないという状況にある。

また、ウズベキスタン民法典は一般原則として、民事法律関係から発生する紛争（事件）に適用され、行政法関係から発生する紛争（事件）にも適用されるかどうか民法典第 2 条 6 項との関係において問題になる。民法典第 2 条 6 項は、租税、財政その他の行政的関係など、一方当事者が他方当事者に行政的に従属する財産関係については、法令に定める場合を除いて、民事法令を適用しないと定めている。したがって、民法典第 11 条および第 12 条が定める法令の適法性審査制度は、民法典第 2 条 6 項に基づき、行政法関係から発生する紛争（事件）には、適用されない<sup>23)</sup>。

ソ連時代 1989 年 11 月 2 日付「市民の権利を侵害する行政機関及び公務員の違法行為を裁判所に提訴する手続に関する」ソビエト社会主義共和国連邦法律第 3 条 2 項は、「行政機関または権限ある公務員の規範的性格を有する行為を対象として不服の訴えを提起することができない (не подлежат судебному обжалованию в соответствии с настоящим Законом акты органов государственного управления и должностных лиц, имеющие нормативный характер)」と定めていた。しかし、ソ連崩壊後の 1993 年 4 月 27 日付「市民の権利及び自由を侵害する行為及び決定の裁判所への提訴に関する」ロシア連邦法律は、上記 1989 年ソ連法律の規範的行為を対象とする不服の訴えの制限規定（第 3 条 2 項）を廃止し、規範的行為を対象とする不服の訴えができるようになったと Burkov は述べている<sup>24)</sup>。ウ

22) Qarang: Shorahmetov Shoakbar Shorustamovich.O'zbekiston Respublikasining Fuqarolik protsessual huquqi: (Darslik) . – Toshkent: “Adolat”, 2007 y. 141-bet.

23) その理由としては、二つある。一つは、民法典第 2 条 6 項による民事法令適用制限である。二つ目は、民法典第 12 条本文において「市民または法人の民事上の権利及び利益を侵害する国家機関または自治機関のアクト」という要件があり、民事法関係にだけ民法典第 12 条が適用され、「行政法関係」には個別法令で直接定められていない限り適用されないのである。

24) См.: Антон Леонидович Бурков. Акты судебного нормоконтроля... Стр 39 – 40, 46 – 47.; См.: А.Л. Бурков. Судебная защита прав граждан от незаконных нормативных актов. Екатеринбург: Изд-во Уральского университета, 2005 г. Стр 35.

ズベキスタン 95 年裁判所への不服の訴え法律もその趣旨・内容において 1993 年 4 月 27 日付「市民の権利及び自由を侵害する行為及び決定の裁判所への提訴に関する」ロシア連邦法律とほぼ同様のものであるため、上記 Burkov の見解はウズベキスタン 95 年裁判所への不服の訴え法律に関しても参照できるであろう。

ウズベキスタンにおける違法な法令に関する司法審査をめぐる問題に関しては、法令の違法を主張することは、市民ではなく、検察官に認められているだけであると解する学者もいる<sup>25)</sup>。この点、ロシアにおいては、ウズベキスタン民事訴訟法典の検察官の申出 (заявление) 制度とほぼ同様の制度があり、そこでいう「法行為」には、規範的行為と非規範的行為の両方が該当すると解されている<sup>26)</sup>。

したがって、現在のウズベキスタンにおいては、行政に対する司法審査の最も重要な課題の一つである法令の違法確認について明確な法的仕組みがまだ確立していないということに留意する必要がある。この点では、ウズベキスタンにおいても、ロシアにならって、市民または法人に、法令の効力を直接争う不服の訴えを実定法上明確に定められなければならないと考える。

### 2.2.3 民事訴訟法典における司法審査の適用除外をめぐる問題

95 年裁判所への不服の訴え法律第 3 条は、司法審査に関して二つの例外 (適用除外) 条項を定めている。その一つは、憲法裁判所の管轄に属する事項に関する司法審査である。もう一つは、「裁判所に申し立てる他の手続が法令によって定められている場合」である。この点に関して民事訴訟法典第 267 条 2 項但し書きには、「законом предусмотрен иной порядок обжалования」—「法律によって別の不服の手続が定められている」場合と定められている。民事訴訟法典第 267 条 2 項但し書きには、

25) 例 え ば、См.: Х М.Исаков. Указ.соч. Стр 63 – 64.; Qarang: Shorahmetov Shoakbar Shorustamovich., 2007 y. Yuqorida ko'rsatilgan asari. 139-bet.; Қаранг: М.Мамасиддиков. Прокурорнинг ҳуқуқий ҳужжатни ғайриқонуний деб топиш ҳақидаги аризаси бўйича судда иш юритишнинг айрим масалалари. “Хо'jalik va Huquq” 2004-йил №2, 29-бет. を参照。

26) См.: Кирсанов Владимир Александрович. Теоретические проблемы судопроизводства по оспариванию нормативных правовых актов. Дис. ...канд.юрид. наук. Москва, 2001 г. Стр 23 – 24.

「обжалования」（不服）という用語が使われているため、これに関して、二通りの解釈がある。第一は、裁判的保護が認められておらず、別の手続、すなわち、行政上の不服申立手続によってだけ不服申立てを提起できると解する見解である。第二は、民事裁判所ではなく、別の裁判所による裁判的保護が設けられている場合であると解する見解である。他方、95年裁判所への不服の訴え法律第3条は、「законодательством предусмотрен иной порядок судебного обжалования」—「法令により別の裁判的不服の訴え手続が定められている」場合と定めている。したがって、この両方の法律を比較した場合、その違いは明白である。すなわち、民事訴訟法典第267条2項に基づくと、司法審査が認められない別の手続（行政上の（不服申立）手続）によってだけ不服申立てができる場合も許容されるのである<sup>27)</sup>。

Mamasiddiqov は、国家機関その他の機関、(権限ある) 公務員の行為（決定）に対する不服の訴え事件が法律で直接定められている場合に限って（民事）裁判所の管轄に属し、裁判所に不服の訴えを提起する他の手続も定められる場合もあるとしている。ここで言う、「裁判所に不服の訴えを提起する他の手続」として、裁判官、検察官、取調官および捜査官の行為に対する手続並びに行政処罰事件を処理する権限ある機関の行為（決定）に対する刑事訴訟法典、民事訴訟法典、行政処罰法典が定める不服の訴え手続をあげている<sup>28)</sup>。

しかし、現行ウズベキスタン刑事訴訟法典には、公判前捜査（取調べ）中に実施された行為（決定）に対して裁判所に不服の訴えを提起する手続は定められていない<sup>29)</sup>。刑事訴訟法典に捜査官、取調官、検察官の行為（決定）に対して市民が刑事裁判所に申し立てることができるという定めもない。

また、95年裁判所への不服の訴え法律3条を根拠にすると、市民の権利、自由を侵害する捜査官、取調官、検察官の行為（決定）に対してどのような法的権利保護制度を利用できるかも問題になる。この点に関しても二通

27) また、民事訴訟法典第267条2項は「法律によって」という条件がついているため、特に「法律」の形式で定められている場合のみ、司法審査が認められず、別の（行政上の）不服申立手続が認められることになる。しかし、この場合、ウズベキスタン憲法第44条により「裁判を受ける権利」が保障されていることからすると、民事訴訟法典第267条2項による司法審査の制限は憲法に反するものである。

28) Қаранг: М.М.Мамасиддиқов., 2010 й. Юқорида кўрсатилган асар. 272-бет.

29) Қаранг: Мамадиев С.Н. Юқорида кўрсатилган асар. 90-бет.

りの解釈がある。その一つは、刑事訴訟法典を改正し、しかるべき権利保護制度を設けるべきという意見である。二つ目は、95年裁判所への不服の訴え法律第3条が定める「法令により他の裁判手続による」不服の訴え手続が設けられている場合に限って、95年裁判所への不服の訴え法律の適用除外になるという意見である。この点で現行刑事訴訟法典には市民の裁判所による権利保護制度がまだ定められていないということを前提にすれば、95年裁判所への不服の訴え法律が適用除外になる余地はなく、95年裁判所への不服の訴え法律に基づき、不服の訴えを提起できると考えられる。

捜査官、取調官、検察官の行為（決定）に対する司法審査の可否は、したがって現行ウズベキスタン法制においては不明であるが、本来なら刑事訴訟の専門性も考慮に入れれば、刑事訴訟法典に基づき市民の権利保護をはかるべきだろう。しかし、現段階においては、そのような制度がまだ刑事訴訟法典に設けられていないこと、刑事訴訟における市民の権利侵害の可能性、その程度は非常に高く、重大な結果を招く恐れがあること等を勘案すれば、ソ連の時代から課題となっている特殊な問題として、暫定的に対応する必要がある。そのため、刑事訴訟法典が改正されるまで、ウズベキスタンにおいては、95年裁判所への不服の訴え法律に基づいて、(民事)裁判所による捜査官、取調官、検察官の行為（決定）に対する司法審査を認める必要があると考える。さらに、刑事訴訟に直接関係のない検察官監督等から発生する私人の権利自由の侵害に関しても、その行為（決定）に対し(民事・経済)裁判所へ不服の訴えを提起する権利を認めるべきだろう。

#### 2.2.4 経済訴訟法典における司法審査の適用除外をめぐる問題

ウズベキスタンにおける司法審査の適用除外に関する問題として、もう一つ、法人の権利、法律上の利益が行政によって侵害される場合における司法審査の限界および裁判管轄の問題があげられる。

例えば、Maripovaによれば、(非営利)団体が当事者である紛争は経済裁判所の管轄に属さない。そのような紛争の審理は通常(民事)裁判所の管轄に属する。この種の事件には、ア)市民団体、政治団体(政党)、社会団体等の活動の違法確認に関する事件、イ)社会団体及び宗教団体と国家権力機関及び(権限ある)公務員との間の紛争、これらの団体の国家登記に

関する紛争、活動の停止、撤回に関する事件、ウ) マスコミ施設の登記拒否、マスコミ施設免許（ライセンス）の交付拒否、その免許の無効確認訴訟、マスコミ施設活動の停止または撤回その他の事件が該当するという<sup>30)</sup>。

実際のところ、Hakimov が指摘するように、民事訴訟法典第 3 章が定める不服の訴えに関する事件においては、「市民」にのみ原告適格があることが明確に規定されている（民事訴訟法典第 264 条、第 266 条）<sup>31)</sup>。また、95 年裁判所への不服の訴え法律も「市民」にのみ原告適格を認めている。このような状況の下、行政の違法な行為（決定）による、ア) 営利団体・営利法人が経済活動と関係のない権利、自由、法律上の利益の侵害に関する不服の訴えを提起する場合、イ) 非営利団体・法人が権利、自由、法律上の利益の侵害に関する不服の訴えを提起する場合における司法審査が認められるか否かは不明である。その原因は、この種の事件に関して裁判管轄が明定されていないことにあるといわれている。これもまた、ウズベキスタンにおける、営利・非営利団体・法人の権利、自由、法律上の利益の侵害に関する司法審査の問題である。

以上、ウズベキスタンにおける司法審査の限界をめぐる法的（理論的）問題を中心に検討した。その結果、ウズベキスタンにおいては、①裁判実務及び法学者の中ではいまだに列記主義を主張する見解があること、②下位法令の適法性に関して市民・法人の不服の訴えによる直接的な司法審査が認められていないこと、③司法審査の適用除外において民事訴訟法典には司法審査が及ばない事項の存在を許容する条文があり、それは憲法第 44 条「裁判を受ける権利」との関係で問題を発生させていること、④営利・非営利団体・法人の権利、自由、法律上の利益の侵害に関する司法審査が認められない場合があること等である。

次に、ウズベキスタンにおける問題状況について、具体的な裁判例を素材に用いて検討する。検討の対象は、経済訴訟法典第 23 条、第 24 条に関する経済裁判所の判決である<sup>32)</sup>。

30) См.: Маринова С.А. Указ.соч. Стр 337 – 338.

31) Қаранг: Ҳақимов Ғулумжон Турғунпулатович. Юқорида кўрсатилган асари (диссертация). 105-бет.

32) 裁判例の検討においては、事件を紹介し、その解説を行うこととする。ウズベキスタンにおいては、裁判例の解説は行われていないので、本文中の解説ではもっぱら筆者の考えを提示する。

### 2.2.5 ウズベキスタン型「司法権の限界」<sup>33)</sup>をめぐる裁判例の検討

#### 【事件1】 プハラ州経済裁判所 2011年12月6日決定<sup>34)</sup>

原告 X (プハラ州セントラルヒーティング株式会社) が、被告 Y (非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会プハラ局) による金銭的制裁の賦課に関する決定 (2011年10月18日20号決定) の取消しに関する訴えをプハラ州経済裁判所に提起した。しかし、経済裁判所は、この種の訴訟が経済訴訟法典第24条が定める事件に該当しないということを理由に、却下決定をした。

【事件1】は、X (原告) が争いの対象となっている決定の「取消し」を請求していることが問題となっている。経済訴訟法典第24条は行政の行為の「取消し」の訴えを裁判所に提訴できる訴訟としては定められていない。

現在のウズベキスタンの行政法理論においては、前述したように日本法がいうところの「司法権の限界」ではないが、ウズベキスタン型のそれがあることから、【事件1】においては、行政の行為 (決定) を取り消す権限が裁判所にないということを理由に、経済裁判所が行政の行為の「取消し」の訴えを却下していることが分かる。経済訴訟法典第24条には、行政の行為の無効確認の訴えだけが定められており、行政の行為の「取消し」の訴えは定められていないからである。そのため、【事件1】において、「無効確認」ではなく、行政決定の「取消しの訴え」を提起していることが訴訟形式を誤ったとされ、本件訴えが法に定めのない訴訟を提起している点で、司法審査ができないと判示したのであった。

---

33) ウズベキスタンにおける「司法権の限界」(ここでは、ウズベキスタン型「司法権の限界」という)は、日本における「司法権の限界」とは異なるものである。日本の「司法権の限界」においては、例えば、行政が一旦判断したことに關しては裁判所で争えるが、行政が何も判断していない段階では司法が審査 (review) できない (行政庁の第一次的判断権の尊重) といわれてきた。これに対して、ウズベキスタン型「司法権の限界」においては、行政の判断の無効確認はできるが、取消し、差止め、義務付けはできないとされている。以下、これに関する裁判例をいくつか取り上げる。

34) Ажрим (иш юриштини тугагиш тўғрисида). Бухоро вил Хўжалик суди. 2011 йил 6 декабрь.

【事件 2】 最高経済裁判所破毀審 2007 年 8 月 15 日判決<sup>35)</sup>

原告 X（農家）が被告 Y（ジザク区長）の土地使用権の付与決定を違法として、当該決定の取消しの訴えを最高経済裁判所破毀審に申立てたが、最高経済裁判所破毀審は訴えを却下した。

この事件で、2004 年 5 月 3 日に X は、(23 号土地の一部である 14.5 ヘクタールの土地の)土地使用権の付与決定 793 号により賃借した。しかし、Y は、2004 年 12 月 20 日に 1557 号決定により同号土地の 10 ヘクタールを Z（農家）に土地使用権を賃貸した。そこで、この決定を争って、X が訴えを提起したものである。その理由として、経済裁判所は、経済訴訟法典第 24 条 9 号により行政機関及び権限ある公務員（役職者）の決定の無効確認訴えについてはこれを審理するが、決定の取消しの訴えについては管轄権がなく、審理ができないと判示した。

【事件 2】においても、X（原告）が争いの対象となっている決定の「取消し」を請求していることが問題になっているため、【事件 1】と同様の問題がそこにはある<sup>36)</sup>。

【事件 3】 最高経済裁判所破毀審 2010 年 1 月 19 日判決<sup>37)</sup>

原告 X（私企業家）は、被告 Y（テルメス市税務署）の督促状（銀行口座からの強制的な金銭支払いに関する執行命令）が執行できないこと、同強制執行の差止めに関する訴えを最高経済裁判所破毀審に上訴した。最高経済裁判所破毀審は、督促状が執行できないことの確認を求める訴えを認めた。しかし、最高経済裁判所破毀審は、同強制執行を差し止めることに関する訴えについては却下した。その理由として、経済裁判所は、経済訴訟法典第 24 条 1 項 10 号が明定する「徴収が受諾を必要としない強制的な手続で行われる徴収執行文書または他の文書を執行することができないこ

---

35) Олий Хўжалик суди кассация инстанциясининг Қарори 2007 йил 15 август 13-0507/500-сонли (кўчирма) Олий хўжалик суди ахборотномаси 2008 йил 2-сон.

36) ウズベキスタンにおいては、判決が公表されていないという大きな問題があり、市民または法人が裁判所でどのような訴訟形式を用いて争うことができるかについて、弁護士さえ承知していないことによる誤った訴えがしばしばあり、訴えが却下される場合が少なくない。そして、【事件 2】においても、ウズベキスタン経済訴訟法典第 24 条が「無効確認の訴え」だけを認めており、「取消しの訴え」が明定されていないため、訴えが却下されている。

37) Олий Хўжалик суди кассация инстанцияси қарори 2010 йил 19 январь 19-0902/8399 – сонли (кўчирма) Олий хўжалик суди ахборотномаси 2010 йил 9-сон.

ウズベキスタンにおける行政裁判制度の法的諸問題 (4) (ネマトフ ジュラベック)

とを確認することに関する紛争」は経済裁判所の管轄に属するが、強制執行(督促状)を差し止めることに関する訴えは経済訴訟法典、その他の法令により経済裁判所の管轄権には属しないと判断したのであった。

【事件3】においては、X(原告)が経済裁判所が執行の差止めをYに命ずることを請求している点が問題になっている。【事件3】においては、経済訴訟法典等が行政に対して何らかの行為をしないことを義務付ける権限が司法権に賦与していないということを理由に、経済裁判所は当該決定の差止めを「義務付ける」訴えを却下していることが分かる。経済訴訟法典第24条には、行政の行為の「無効確認の訴え」(経済訴訟法典第24条1項9号)、および、「徴収が受諾を必要としない強制的な手続で行われる徴収執行文書または他の文書を執行することができないことを確認することに関する紛争」(経済訴訟法典第24条1項10号)が定められている。しかし、行政に特定の行為を行うことまたは行わないことを「求め」る訴えを裁判所に提訴する訴訟形式を定めていない。そのため、経済裁判所は、本件訴えが法に定めのない訴訟を提起していることから、直ちに司法審査ができないと判示している。

【事件4】 プハラ州経済裁判所 2011年6月11日判決<sup>38)</sup>

原告X(税務署)が被告Y(企業家国家登記機関)に対してプハラ州経済裁判所に「国家登記簿から訴外Aの登記を削除するYの決定を無効と認定する」訴えを提起した。プハラ州経済裁判所は、国家登記簿からの削除に関するYの決定の無効を確認し、企業家登録を復活することを命ずる判決を下した。

【事件4】は、原告が行政機関であり、行政機関が行政機関を訴えていることからわかるように、いわゆる機関訴訟である。しかし、ここでは、訴訟が主観訴訟ではない点は、問題となっていない。本件において、これまでみてきた【事件1】から【事件3】とは異なり、経済裁判所がその裁判管轄権を無効確認に限定した解釈をしていないことが注目される。経済裁判所は、「国家登記簿から削除することを無効と認める」訴えが経済訴訟法典に定められている裁判管轄に属さないという理由で却下判決をしていない<sup>39)</sup>。

38) Ҳал қилув қарори Бухоро вил. Хўжалик суди. 2011 йил 24 июнь.

39) さらに、【事件4】において、企業家を国家登記簿から削除する企業家国家登記機関の決定を無効と認定する訴えにおいては、プハラ州経済裁判所が当該「決定」

さらに、【事件 4】においては、経済裁判所が企業家国家登記機関に対し企業家登録の復活を命ずる判決さえ下している。従来であれば、経済裁判所には、そのような権限がないと判断されていたものである。しかし、行政事件における義務付けに関して経済訴訟法典が一つの例外を定めている。すなわち、経済訴訟法典第 143 条は、国家登記拒否の違法を確認する判決を下す場合または行政が国家登記を違法に行わない場合、裁判所が当該国家機関に当該登記を義務づけることができると定めている<sup>40)</sup>。したがって、【事件 3】において最高経済裁判所破毀審は「義務付け」訴訟が経済裁判所の管轄に属しないと判断しているが、【事件 4】において、企業家国家登記機関に対し企業家登録を復活することを命ずる判決を下したことは、最高経済裁判所破毀審 2010 年 1 月 19 日判決の判断とは矛盾しないということになるのである<sup>41)</sup>。

【事件 5】最高経済裁判所破毀審 2010 年 3 月 23 日判決<sup>42)</sup>

原告 X（私企業家）が被告 Y（アングレン市税務署）に対し、X が口座

---

が行政の行為であるという前提に立って、無効を確認している。しかし、【事件 4】において、経済裁判所は、企業家国家登記機関の決定が行政の行為に当たるか否か、または、本件訴訟形式に関して企業家国家登記機関の決定の無効確認の訴えがウズベキスタン経済訴訟法典第 24 条 1 項 9 号「法に適合せず、団体及び市民の権利および法律上の利益を侵害する国家機関及び自治機関の法行為を（全部または一部）無効と確認することに關する」訴え、すなわち、行政の行為（企業家国家登記機関が行った企業家を国家登記簿から削除することに關する決定）の無効確認の訴えに該当するか否かを審査していないということを留意する必要がある。

40) 香取潤・前掲注（192）、46 頁参照。

41) この点に関しては、一つ留意しておきたい課題がある。ウズベキスタンにおいては、市民または法人が司法省、検察庁、非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会等に申請すると、市民または法人の主観的権利、法律上の利益を保護するために、これらの機関が市民、法人に代わり行政機関の行為を裁判所に訴えることができるという仕組みがある。これは、機関が機関を訴えるという点でいわゆる機関訴訟にあたるものであり、したがって、主観訴訟ではなく客観訴訟であるため、法律上の争訟には当たらないものである。近代市民（ブルジョア）法の原理からすれば、当該市民や法人が自己の権利利益を自ら守るために裁判所に訴える主観訴訟が行政裁判の中心である。しかし、旧ソ連において、裁判コントロールは長期に渡って市民や法人の権利保護制度としてではなく、主として行政に対する監督の一種とされてきたため、現在のウズベキスタンではこの種の機関訴訟が多用されている。この点では、裁判コントロールは、権利保護のための仕組みではなく、行政に対する監督の仕組みの一つという特徴を現在も強く有しているのである。

42) Олий Хўжалик суди кассация инстанцияси Қарори 2010 йил 23 март 11-1028/1887 - сонли (кўчирма) Олий хўжалик суди ахборотномаси 2010 йил 12-сон.

を有する銀行に対して発した督促状（銀行口座からの強制的な金銭支払いに関する執行命令）の無効確認の訴え、X に対する金銭的制裁の差止めの請求を最高経済裁判所破毀審に上訴した。

最高経済裁判所破毀審は、督促状の無効確認の訴え、X の金銭的制裁の差止めの訴えを却下した。その理由として、経済裁判所は、経済訴訟法典第 24 条 1 項 10 号により「徴収が受諾を必要としない強制的な手続で行われる徴収執行文書または他の文書を執行することができないことを確認することに関する紛争」については経済裁判所の管轄に属するが、督促状の無効確認の訴え、X に対する金銭的制裁の差止めの訴えが経済裁判所の管轄に属しないと判示した<sup>43)</sup>。

【事件 5】においても経済裁判所は、経済訴訟法典が定めている裁判管轄（経済訴訟法典第 23 条および第 24 条）を形式的（文言通り）に理解し、明文で定めのない請求を却下していることが分かる<sup>44)</sup>。経済訴訟法典第 24 条 1 項 10 号が明定する訴訟は経済裁判所の管轄に属するが、「執行文書の無効確認」の訴えおよび差止めの訴えは経済裁判所の管轄に属しないとしたのであった。

【事件 6】 最高経済裁判所破毀審 2009 年 11 月 17 日判決<sup>45)</sup>

原告 X（個人営業者）が被告 Y（ナマンガン国家関税局）に対して関税機関の行為（活動）の違法確認訴え、輸入商品に関して当該商品購入契約における価格を基準として関税手続を行うことを義務付ける訴えを最高経済裁判所破毀審に上訴した。しかし、最高経済裁判所破毀審がこの二つの訴えを却下した。その理由として、最高経済裁判所は、ここでも経済訴訟法典第 24 条に定める紛争については管轄があるが、「行為（活動）の違法確認の訴え、輸入商品に関する当該商品購入契約における価格を基準とし

43) 同趣旨の事件として、最高裁判所破毀審 2008 年 12 月 10 日判決がある。Олий хўжалик суди кассация инстанцияси Қарори 2008 йил 10 декабрь 10-0805/269 – сонли (кўчирма) Олий хўжалик суди ахборотномаси 2009 йил 6-сон.

44) 【事件 5】は、裁判所が本件督促状が経済訴訟法典第 24 条 1 項 10 号が定める「他の文書」に該当するか否かを本来なら検討すべきであった事案である。そのようなことを検討しない裁判所の在り方は、ソ連以来の強固な文言解釈（文理解釈）しか裁判所は行えない・行わないという伝統があるためである。

45) Қаранг: Олий хўжалик суди кассация инстанцияси Қарори 2009 йил 17 ноябрь 16-0907/9399 – сонли (кўчирма) Олий хўжалик суди ахборотномаси 2010 йил 8-сон.

た関税手続を行うことを義務付ける訴え」は経済訴訟法典、その他の法令に明定されていないため、経済裁判所の管轄に属しないと判断した。

【事件 6】においては二つの請求がある。第一に、「輸入商品に関し当該商品購入契約における価格を基準として関税手続を行うことを義務付ける訴え」においては、X（原告）が行政に対して特定の行為をすることを「義務付ける」ことを裁判所に請求していることが問題になっている。本件では、行政に対して何らかの行為をすることを義務付ける権限が司法権に賦与されていないということを理由に、経済裁判所が本件「輸入商品に関し当該商品購入契約における価格を基準として関税手続を行うことを義務付ける」訴えを却下していることが分かる。前に述べたように経済訴訟法典第 24 条には、行政の行為の「無効確認の訴え」（経済訴訟法典第 24 条 1 項 9 号）が定められているが、行政に特定の行為を行うことまたは行わないことを「義務付け」る訴えを裁判所に提訴する訴訟形式を定めていない。そのため、経済裁判所は、本件訴えが法に定めのない訴訟を提起している点で、司法審査ができないと判示している。

第二に、関税機関の「行為（活動）の違法確認訴え」については、行政の行為（決定）の違法確認に関する訴えであり、経済訴訟法典第 24 条 1 項 9 号の請求に当たるかどうかの問題となった。経済裁判所はこの点に関しても、「違法確認」が「無効確認」ではないと解釈し、却下をしている。しかし、「違法確認」はその内容からすると、違法＝無効であることから「無効確認」に等しいという解釈も成り立つはずである。しかし、本件において経済裁判所はそのような解釈をしていない。ここでも、経済裁判所は厳格な形式的文言解釈をしたことがこの種の訴訟を認めないという結果に帰結している。裁判所は、この種の訴訟に関しても経済訴訟法典第 24 条 1 項 9 号の解釈を再考しなければならない。

【事件 7】<sup>46)</sup>

法人（会社）が免許（ライセンス）期間の更新を国家機関に申請した<sup>47)</sup>。

46) 【事件 7】は、Moshkin が収集した事件であり、何月、何年の事件であるかを述べていない（См.: Мoшкiн А. В. Судебная практика. Ташкент-«NORMA»-2007 г. Стр. 185.）。

47) この事件を紹介する Moshkin の判例集は、いかなる免許に関する争いなのかを述べていない。

しかし、国家機関が法人（会社）が当該活動を行う権利を有していないということを理由に拒否決定をした。したがって、X 申請人（法人）が経済裁判所に当該活動を行う権利の存否の確認の訴えを提起した。経済裁判所はこの請求を認容した（A 判決）。その判決を基に法人（会社）が再び免許交付機関に申請したが、免許交付機関は再び拒否決定をした。X が A 判決を基にして強制執行文書を交付することを経済裁判所に申し立て（申請）し、国家機関に対して免許期間の更新を義務付けることを請求した。最高経済裁判所破毀審は、訴えを却下した（B 判決）。その理由として、第一に、A 判決においては、X が当該企業家活動を行う権利を有すること、また特定の手続に基づいて免許更新の権利を有することを確認したが、免許交付機関に当該免許の更新を義務付けていないこと、第二に、A 判決においては、経済裁判所が経済訴訟法典第 144 条に基づいて判断しており、経済訴訟法典第 144 条の趣旨によれば、免許活動を行う権利があることを確認した判決が当該（企業家活動を行う）権利を実現する根拠となる（すなわち、免許を取得するための一根拠となり）、しかし当該機関に何かを義務付ける根拠とはならないと判示した。そして、これらを根拠に、経済裁判所が強制執行文書を交付することを拒否したのであった。しかし、経済裁判所は、当該機関が免許更新を拒否し続ける場合には、X が経済裁判所に訴えを提起し、当該免許更新行為を義務付ける請求をすることができると判示した。

【事件 7】において、最高経済裁判所（B 判決）が問題にしているのは、X が「強制執行文書を交付すること」を請求したことである。この訴訟は認められないものの、経済裁判所は、申請人が「強制執行文書を交付すること」ではなく、当該免許更新行為を当該機関に義務付けることを請求したのであれば、訴えが却下されないと判示している。

本件においては、二つのことが問題になっている。第一は、行政の拒否決定がある場合、裁判所が「免許更新の権利の有無を確認できるかどうか」、また X が訴訟形式、請求を誤っているか否かの問題である。第二は、経済裁判所が行政機関に対して「義務付け」判決を下すことができるか否かである。ここでの問題は、後者の問題であり、これもまたウズベキスタン型「司法権の限界」に関係する問題である。

まず、第一の問題に関しては、免許更新の権利を確認することは、申請

人が特定業種を引き続き行う権利を有するということの確認であり、直ちに申請に基づく新たな免許取得を意味するものではないと理解すれば、本件における経済裁判所の「免許更新の権利があることを確認した判決は当該（企業家活動を行う）権利を実現する根拠とな」とする理由づけは当然の結論である。

また、Xは経済裁判所に訴える前に、行政機関に免許更新申請をした。その結果、行政機関がこの更新の拒否決定をした。行政機関は、当該更新拒否をするに当たって特定業種免許法第17条に基づいて判断をしていると考えられる。なぜなら、免許発行の拒否は、更新の拒否を含めて特定業種免許法の第17条に規定されている場合のみに認められるからである。特定業種免許法17条によれば、拒否事由には次のことがあげられている。申請者の提出した書類に不備があること（1号）、提出書類の記載内容が信頼性に欠ける情報であること（2号）、申請者が免許要件を満たしていない、または、競争（入札）条件を満たしていないこと（3号）である。「合目的性の欠如」といった理由など、法が明定していない事由による拒否は認められないと定めている（第17条2項）。特定業種免許法第17条3項には、免許申請者は、免許発行拒否決定または発行機関の権限ある公務員の行為（不作為）につき、法定手続により不服の訴えを提起できると定められている<sup>48)</sup>。したがって、経済裁判所は、行政機関の拒否決定が特定業種免許法第17条に適合するか否かを審査できるのである。そして、経済裁判所が行政の行為の適法性審査をするためには、Xが拒否決定の無効確認の訴えを提起する必要があるが、本件においては、「免許更新の権利の有無の確認の訴え」が提起されたため訴訟形式を誤ったと判断されたのである<sup>49)</sup>。

---

48) 特定業種免許法は、行政機関（免許発給機関）が行う様々な免許の決定行為（特定業種免許法第17条、第22条、第23条、第24条）の要件を定め、明定されたもの以外の理由で、免許発給を拒否することを禁止している。したがって、行政機関の免許交付の要件は、法律によって拘束されていると解される。そのため、裁判所は特定業種免許法が定めている要件該当性について行政の免許更新拒否決定においてどのように判断したかを審査し、判断を誤った場合は、当該行政決定の無効を確認しなければならないということになる。

49) また、【事件7】における確認判決は実質的に免許更新申請に対する行政機関の拒否決定が特定業種免許法第17条に適合しているか否かを確認している判断であるが、これは、免許発行拒否決定の無効確認の訴え事件として審理されたものと解することもできる。

勿論、現在のウズベキスタン法は各種の「訴訟形式」を法定する訴訟法ではないが、ウズベキスタンにおける問題の所在を明らかにするため、日本法がいうところの「訴訟形式」の概念を用いて本件を説明するならば、Xが行政裁判と民事訴訟とを区別することなく訴訟を提起しているという問題、この混同した請求が適当か否かという問題がまずある。日本法の考え方からみるならばXがまず権利の有無を確認し、それに基づいて強制執行を請求していることは妥当ではない。本件においては、Xが民事訴訟を用いて「権利の確認」をしたり、「執行を求め」たりしているが、このようなやり方は拒否処分が行われている本件の場合、ウズベキスタンにおいても、これを争う手続＝行政裁判が別途設けられていることからすれば、適切ではないのである。したがって、ウズベキスタンではXは、行政機関の拒否決定が特定業種免許法第17条に適合するか否かを経済訴訟法典第24条1項9号に基づいて争うことが訴訟形式上妥当な争いの形式であったであろう。本件の場合の訴訟は、本来なら行政の拒否決定の無効確認の訴えにあたり、仮に、ウズベキスタンに日本法がいうところの民事訴訟と行政裁判を区別する考え方が徹底していたならば、本件においては、Xが訴訟形式を誤っているため、裁判所は却下判決を下したであろうと思われる。したがって、ウズベキスタンにおいても民事訴訟と行政裁判を区別する訴訟形式を選択することは訴訟法上重要な問題であり、その誤りが訴え却下の原因となりうるのである。

次に、第二の問題についてみるならば、それは、経済裁判所が行政機関に対し「義務付け」判決を下すことができるか否かという問題である。上記【事件3】の解説で述べたように、ウズベキスタンにおいては経済裁判所が行政に対して「義務付け」判決を下すことができない。前に述べたように、経済訴訟法典は、「無効確認」に関する訴えを定めているが、「義務付け」訴えを定めていないからである。しかし、経済裁判所は【事件7】においては、この解釈にもとづく判断をしないで、「当該行為（免許更新）を当該機関に義務付けることを請求したことに対して、訴えは却下されない」と新たな判示している。これは、従来の裁判所の考え方からすれば妥当ではない判断である。

以上、ウズベキスタンにおける具体的な裁判例を、仮に、日本法の考え方を用いて、同じ紛争を考えるとすれば、それはどのように判断されるか

について検討した。その結果をまとめるならば、次のことが明らかになった。第一に、ウズベキスタンにおいては、行政の判断の「無効確認」を求めることができる。したがって、「取消し」、「差止め」、「義務付け」を求めることができないとされている。第二に、訴訟形式に関しては、裁判所が厳格な文言解釈をしており、法律が明定する訴訟形式に当たらないものは一切却下している。裁判所は、法律の条文を合目的的または機能的に類推解釈することで、請求を認めることはないのである。第三に、民事訴訟と行政裁判を区別しておらず、行政行為があり、それが法関係を生成・変動・消滅させている場合であっても、民事訴訟によって司法審査を行っている。日本、ドイツ等と同様の行政行為に関する考え方があり、これが存在していることから、行政裁判で審理されるはずの事件が民事訴訟で審査され、この請求を認めたりしている。このため、ウズベキスタンの訴訟には重大な混乱が発生していると言わざるをえない。

次に、ウズベキスタンにおける行政裁判の訴訟要件をめぐる問題として、原告・被告の問題、訴えの利益および処分性について検討する。

### 2.3 不服の訴えの特徴とその問題

現在のウズベキスタンの行政法理論においては、「訴訟要件」、とりわけ「訴えの利益」、「処分性」、「原告適格」、「被告適格」という概念が存在しておらず、日本におけるような行政訴訟法理論は確立していない。そのため、本論文においては、分類上の便宜とウズベキスタンにおける問題の所在を明らかにするため、日本法がいうところのいわゆる「訴訟要件」の概念を用いて説明するならば、ウズベキスタンにおいてはどのような分類ができるかということを検討し、これを前提にして、ウズベキスタンにおける行政裁判の「不服の訴えの要件」（原告・被告の問題、訴えの利益、処分性）の現状について、それに関連する裁判例を素材にして検討する。

ウズベキスタンの場合、行政裁判において要件審理と本案審理が明確に区別されていない。ウズベキスタン民事訴訟法典には、訴訟手続一般の審理の流れの中で、公判前の準備手続およびその期間として10日が設けられているにすぎない（民事訴訟法典第131条）。

Donyorovによると、裁判所が行政機関及び（権限ある）公務員の行為（決定）に対する不服の訴え事件の準備において、不服の訴えを提起する者が

不服の訴えの要件を具備しているか、申し立てることの法的根拠があるかどうか、不服の訴えに関して(民事)裁判所の管轄があるかどうか、すでに同事件に関する裁判所の法的効力がある判決が存在するかどうかを審査(点検)しなければならないとしている<sup>50)</sup>。このような見解からすれば、ウズベキスタンにおいても、本案審理と区別された要件審理(訴訟要件審理)があるということになる<sup>51)</sup>。

勿論、提訴に当たって不服の訴えの書式に違反があったり、出訴期間が過ぎたりすれば、訴訟要件が具備していないと判断され、不服の訴えが却下される。

しかし、実際は、ウズベキスタンにおいて、訴訟要件が具備しているかどうかの審査(要件審理)と不服の訴えを提起する者(申請人)の不服の訴え(申請)に理由があるか否かの審査(本案審理)は、実際の審査においてだけでなく概念上も区別されておらず、すべて裁判審理の際に、一括して審査される。そこで、ここでは、ウズベキスタンの理論と実務の現状はそれとして確認しつつ、日本法がいうところの「訴訟要件」の概念を用いることで、行政事件の裁判審理における原告・被告の問題、訴えの利益、処分性に関する問題状況を明らかにしたい。

### 2.3.1 「訴え」、「原告」と「被告」の問題

ウズベキスタンにおける行政裁判においては、それがそもそも「権利をめぐる紛争」、すなわち、「訴訟」になっていないという問題、そしてそれに伴って、不服の訴えを提起する者とその相手を原告・被告とは呼ばないという問題がある。

現在のウズベキスタンにおいては、ソ連法以来、行政法律関係から生ずる事件の手続は権利義務関係を前提としていないため、行政裁判を「権利をめぐる紛争」、すなわち、「法的紛争」として考えていない。そのため、「訴え」(иск)、「原告」(истец)、「被告」(ответчик)という用語を使っていない。その代り、行政裁判を「適法性コントロール」という監督の制度と

50) Қаранг: Донёров Мирзохаким. Юқорида кўрсатилган асари. 76-бет.

51) この点に関して例えば、Egamberdiyev は、訴え提起の権利(訴える資格、原告適格、訴訟要件の具備)と訴えにおける権利(訴えを支える実体法的根拠等)を使い分けている(Қаранг: Э.Эгамбердиев. Юқорида кўрсатилган асари. 30-бет.)。

考えているため、不服の訴え(жалоба)という用語を用いている。したがって、現在のウズベキスタンにおいては、行政裁判が「訴訟」の性格をもたず、「不服申立て」の性格を有していることに留意しなければならない(「訴え」の問題)。

行政裁判が「訴訟」ではないことから、不服の訴えを提起する者とその相手を「原告」・「被告」と呼ばないで行政法関係から生ずる事件の手続においては、先に述べたように、「不服の訴え人(жалобщик)」や「市民(гражданин)」と「行政機関(административный орган)」や「(権限ある)公務員(должностное лицо)」という用語を用いている。

民事訴訟法典第3章が定める不服の訴えに関する事件においても、国家機関、その他の機関、(権限ある)公務員は「被告」と呼ばれていない。これは、やはり前述したように、ソ連法以来の問題であり、ソ連時代も、行政事件の審理において国家機関、その他の機関、(権限ある)公務員は「被告」と呼ばれていなかった。また、ソ連法では、国家と市民の間に矛盾がなく、国家がそれ自体として違法行為を行うことは想定されていなかったのである。そのため、国が「被告」となるということもあり得ないとされていた。こうした考え方を、今日なおウズベキスタンは引き継いでいるため、国が訴訟の相手となることはないのである。行政事件においては、私人(市民および法人)も、国も権利義務主体になっていない。すなわち、公法人である国または自治機関<sup>52)</sup>ではなく、「機関」または「(権限ある)公務員」が行政事件の審理において相手方になっている<sup>53)</sup>。その結果、行政の違法な行為に対して、国ではなく、「機関」または「(権限ある)公務員」が相手方になる<sup>54)</sup>。また、ウズベキスタンにおいては、日本法がいう

---

52) ウズベキスタンにおいて、地方自治は、基礎的な自治機関として、かつては日本の町内会・自治会等と同様の近隣共同体の性格を有したマハリヤだけに保障されている。

53) 先に述べたように社会主義においては国は違法行為をしない、機関および公務員個人が違法行為をするとされていた。そのため、例えば、行政における違法行為に関しては、公務員個人に責任があるとされ、当該公務員に対して刑事責任、行政処罰責任が追及されていた。

54) ただし、2001年12月3日付125, 206-B, 2001-120号省令において、国家機関または国家機関で勤務している権限ある公務員の違法な行為(不作為)によって私人に損害が生じた場合、国庫から賠償されると定めており、国家賠償制度においては、いわゆる機関賠償から文字どおり国家賠償への制度変化の過程にある(Постановление Министерства финансов, Центрального банка и Государственного налогового комитета Республики Узбекистан от 3 декабря 2001 года № 125, № 206-B

ところのいわゆる「行政庁」の概念もない<sup>55)</sup>。以上述べたように、被告の問題に関しては、二つの問題がある。第一は、権利に関する争いとして構成し、国を「被告」として位置付けるという問題である。第二は、国そのものを権利義務主体として構成して、「被告」として位置付けるか否かという問題である。この点では、過渡的に、行政機関を「被告」とする道もあるが、権利に関する争いであれば、国を「被告」とするという考え方が基本であろう<sup>56)</sup>。

また、私人が行政に対して裁判所に不服の訴えを提起する際、例えば、許可申請が違法に拒否された場合、拒否処分を行った機関を相手にして不服の訴えを提起するか、拒否処分が相当であるという意見を述べた答申を作成する諮問機関である合議制委員会を相手にして行政裁判を提起するかという問題がウズベキスタンにおいては多く発生している。また、行政改革、行政組織改編により様々な行政機関、国営企業等が統廃合されており、行為（決定）を行った権限ある公務員も配置替えされたり、退職したりする場合も多く、このような場合に、どの機関または公務員を相手にして不服の訴えを提起するかが不明であり、問題となっている<sup>57)</sup>。このことは、

---

и № 2001-120 «Об утверждении Инструкции о порядке осуществления за счет средств Государственного бюджета денежных выплат в возмещение вреда, причиненного гражданам или юридическим лицам в результате незаконных действий (бездействия) государственных органов или должностных лиц этих органов».)。

先に述べたようにウズベキスタン経済訴訟法典においては、民事訴訟法典第3章「国家、その他の機関、(権限ある)公務員の行為(決定)に対する不服の訴え及び申請による事件手続」のような章が存在せず、行政事件の裁判審理が「訴えの手続」に基づいて処理されている。そのため、裁判実務上、経済裁判所が審理する行政事件については、通常の訴訟と解されて、「機関」または「(権限ある)公務員」を「被告」と呼んでいる場合もある。

55) なお、「行政庁」の概念については、かつて20世紀の初め、帝政ロシアの行政法学者である Elistratov は「административное учреждение」という概念を用いて行政法を語っていた(См.: А.И.Елистратов. Основные начала административного права. Российское полицейское (административное) право: Конец XIX – начало XX века: Хрестоматия/ Сост.и вступит. ст. Ю.Н.Старилова. Воронеж: Издательство Воронежского Государственного университета, 1999 г. Стр 470)。しかし、ソ連時代を経た今日、ウズベキスタンには、この「行政庁」概念もない。

56) なお、2015年3月8日付「ロシア連邦行政訴訟法典」連邦法律の中で、「行政被告(административный ответчик)」という新しい用語が導入されており(第38条)、ロシアでは行政機関を被告とする道が開かれた(См.: «Кодекс административного судопроизводства Российской Федерации» от 08.03.2015 N 21-ФЗ.)。

57) なお、この点に関して最高裁判所総会1996年7月19日18号決定第14条は、国家機関、自治機関、企業、組織、施設および社会团体が統廃合された場合、市

私人にとっても権利保護を迅速かつ適時に行使することを困難にしている。したがって、私人の実効的権利救済の観点からも相手方の特定は、ウズベキスタンにおいては重要な問題となっている。

### 2.3.2 訴えの利益

ウズベキスタンにおける行政裁判における訴えの利益に関しては、第二章第1節第1項ですでに述べたため、ここでは、裁判例を分析しながらこの問題について検討する。

#### 【事件8】 プハラ州経済裁判所 2011年7月28日判決<sup>58)</sup>

原告 X (銀行) は、被告 Y (プハラ州執行局の執行官) に対し 2011年9月2日執行決定の無効確認、物件仮差押え決定の取消し、和解契約の認定を請求し、訴えを提起した。

2009年9月24日に X は Z 建設会社と 200万スム消費貸借契約を締結

---

民の侵害された権利自由を回復する権限を継承する組織が不服の被申立人になると定めている。また、訴えの対象となる行為(決定)を発布した権限ある公務員が退職・配置替えになった場合、市民の侵害された権利自由を回復する権限を有する機関(組織)が不服の被申立人になると定めている(Постановление Пленума Верховного суда Республики Узбекистан «О практике рассмотрения в судах жалоб на действия и решения, нарушающие права и свободы граждан» от 19 июля 1996 года № 18 (с изменениями и дополнениями, внесенными постановлениями Пленума Верховного суда Республики Узбекистан от 11 сентября 1998 года № 24, 14 июня 2002 года № 11 и 3 февраля 2006 года № 5) пункт 14.)。

同条が定める「訴えの対象となる行為(決定)を発布した権限ある公務員が退職・配置替えになった場合、市民の侵害された権利自由を回復する権限を有する機関(組織)が不服の被申立人になる」ということには問題があるだろう。本来なら行政機関と公務員概念とは別々の概念であるが、должностное лицо というときには両者に違いがないという問題がある。そして、ここでいう権限ある公務員は「独任行政庁としての公務員」を意味しており、日本法からすれば、それが退職・配置替えされた場合には、その行政庁たる地位を継ぐ者、すなわち、新たな「独任行政庁としての公務員」が被告を引き継ぐことになるはずである。しかし、ウズベキスタンにおいては、かつてのソ連時代の考え方を引き継いで、行政裁判においても公務員個人の責任を追及することを考え、その結果、行政上の違法な行為(決定)を行った公務員個人の責任の問題として考えている。公務員個人の責任の追及の問題と行政裁判における行政の行為の適法性およびその効力の問題とを区別しなければならない。その区別がないため、最高裁判所総会 1996年7月19日 18号決定第14条が定めるように、独任行政庁としての公務員の行為(決定)に対して、その地位を継ぐ者ではなく、「市民の侵害された権利自由を回復する権限を有する機関(組織)が不服の被申立人になる」という混乱した状況が発生するのである。

58) O'zbekiston Respublikasi Buxoro viloyat xo'jalik sudi hal qiluv qarori. 20-1103/7176-son ish. 2011 yil 28 iyul.

した。担保目的物として Z 建設会社のブハラ市ジャルコク町にある 3545 m<sup>2</sup> の土地及び 328 m<sup>2</sup> の建物を設定した。後日、Z 建設会社が消費貸借契約に基づく金銭債権を弁済せず、X (銀行) がブハラ州経済裁判所に建設会社 Z に対し金銭債権支払の訴えを提起した。2010 年 6 月 4 日にブハラ州経済裁判所の判決により、X が勝訴し、Z の債務の弁済は担保物件から弁済されることが判決によって確定した。

他方、2010 年 3 月 29 日に A 会社と Z 建設会社が保証契約 (連帯保証契約) を締結した。そして、2010 年 9 月 30 日に A 会社が 2010 年 3 月 29 日 A 会社と Z 建設会社との間で締結された保証契約 (連帯保証契約) に基づき、Z 建設会社の当時の 92 万スムの未払い金を X に支払った。その代り、A 会社は証券取引所で本件ブハラ市ジャルコク町にある担保物件の一部である 500 m<sup>2</sup> の土地及び 328 m<sup>2</sup> の建物を購入し、当該物件の国家登記もした。しかし、ブハラ州執行局の執行官は、2010 年 12 月 13 日に当該物件の差押えを行い、2011 年 2 月 9 日に執行手続開始決定を行った<sup>59)</sup>。そのことを理由に、原告 X (銀行) が当該決定の無効確認、物件仮差押決定の取消し、和解契約の認定に関する訴えを提起した。

執行決定の無効確認<sup>60)</sup> の訴えに関しては、X が、訴えにおいて何らかの利害をもっていることを証明できなかったことを理由に、ブハラ州経済裁判所が X には訴えの利益がないとして訴えを却下した<sup>61)</sup>。

【事件 8】においては原告の権利が侵害されていない、すなわち、訴えの利益がないことが却下の理由になっている。

現在のウズベキスタンの行政法理論においては、「訴えの利益」という概念は存在していない。しかし、ウズベキスタンにおける問題の所在を明

---

59) 本件において、ブハラ州執行局の執行官が、2010 年 12 月 13 日に差押えを行ったこと及び 2011 年 2 月 9 日に執行手続開始決定をしたこと理由は不明であり、判決は、このことについて明記していない。

60) ウズベキスタンにおいては、執行行為も行政処分とされており、執行行為に対する争いも、経済訴訟法典が定める行政の行為の無効確認の訴え (経済訴訟法典第 24 条 1 項 9 号) または経済訴訟法典第 24 条 1 項 10 号が定める「徴収が受諾を必要としない強制的な手続で行われる徴収執行文書または他の文書を執行することができないことを確認することに関する」訴えに当たるとされている。

61) なお、ブハラ州経済裁判所は、執行官の物件仮差押決定の取消しに関しては、経済裁判所は、建物の仮差押の取消しを行うことはできず、仮差押えを排除することを義務づける訴えをしなければならないとして、訴えを却下した。また、和解契約認定請求が独立した請求ではないとして、その訴えも却下した。

らかにするため、日本法がいうところのいわゆる「訴えの利益」の概念を用いて【事件 8】を説明するならば、【事件 8】においては、経済裁判所は、取消しを求める者の権利利益（本件では X の権利利益）を侵害しない処分（本件ではプハラ州執行局の執行官の行為）については、経済裁判所の判決により取り消すことで得られる法的利益がなく、訴えの利益は認められないと判断していることが分かる。したがって、経済裁判所の【事件 8】をみると、ウズベキスタンにおいても「訴えの利益」について、実際、裁判所が判断していることが分かる。